

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第三二号

平成十一年七月二十六日(月曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 桜井 新君

理事 鴨下 一郎君 理事 細田 博之君

理事 山本 有二君 理事 川端 達夫君

理事 堀込 征雄君 理事 遠藤 和良君

理事 西野 陽君 理事 遠藤 武彦君

安倍 晋三君 尾身 幸次君

小野寺五典君 奥山 茂彦君

奥谷 通君 河本 三郎君

小林 多門君 桜井 郁三君

佐田玄一郎君 葉梨 信行君

菅 義偉君 古屋 圭司君

原田 義昭君 米田 建三君

御法川英文君 大島 章宏君

渡辺 博道君 鹿野 道彦君

奥田 建君 松沢 成文君

鳩山由紀夫君 山中 燦子君

山本 孝史君 遠藤 拓也君

若松 謙維君 佐々木陸海君

若淵 俊之君 中西 績介君

東中 光雄君 自治大臣 野田 毅君

出席國務大臣 自治大臣 野田 毅君

出席政府委員 自治省行政局選 片木 淳君

委員外の出席者 衆議院調査局長 牧之内隆久君

二特別調査室長

委員の異動

七月十四日

辞任 補欠選任

山花 貞夫君 鹿野 道彦君

七月十四日

補欠選任

鹿野 道彦君

鹿野 道彦君

鹿野 道彦君

鹿野 道彦君

鹿野 道彦君

鹿野 道彦君

同日

辞任

中谷 元君 補欠選任 古屋 圭司君

松本 純君 菅 義偉君

佐藤 敬夫君 奥田 建君

前田 正君 山中 燦子君

木島日出夫君 佐々木陸海君

同日

辞任

菅 義偉君 補欠選任 松本 純君

古屋 圭司君 中谷 元君

奥田 建君 佐藤 敬夫君

山中 燦子君 前田 正君

佐々木陸海君 木島日出夫君

七月二十六日

公職選挙法の一部を改正する法律案(加藤紘一君外十六名提出、第百四十二回国会衆法第三二号)

政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案(加藤紘一君外十六名提出、第百四十二回国会衆法第三五号)

政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案(遠藤和良君外四名提出、第百四十二回国会衆法第四一号)

は委員会の許可を得て撤回された。

五月十四日

十八歳選挙権の早期実現に関する請願(志位和夫君紹介)(第三四〇一号)

は本委員会に付託された。

六月一日

企業・団体等の政治献金を禁止するための政治資金規正法の改正、政党助成法の廃止に関する陳情書(東京都渋谷区代々木二の二の一の二一)

陳情書(東京都渋谷区代々木二の二の一の二一)

平梯子(第二二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(加藤紘一君外十六名提出、第百四十二回国会衆法第三二号)

政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案(加藤紘一君外十六名提出、第百四十二回国会衆法第三五号)

政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案(遠藤和良君外四名提出、第百四十二回国会衆法第四一号)

の撤回許可に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案起草の件

○桜井委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

第百四十二回国会、加藤紘一君外十六名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案並びに第百四十二回国会、加藤紘一君外十六名提出、政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案及び第百四十二回国会、遠藤和良君外四名提出、政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止等に関する法律案につきまして、それぞれ提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○桜井委員長 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件及び政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案起草の件について議事を進めます。

両件につきましては、先般理事会等において御協議いただいたところでありますが、お手元に配付いたしましたとおり両起草案を委員長から御提案いたしたいと存じます。

両起草案の趣旨及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、公職にある間に犯した収賄罪等の刑に処せられた者の被選挙権停止期間の延長についてであります。

現行法では、公職にある間に犯した収賄罪等により実刑に処せられた者は、実刑期間及びその後の五年間、選挙権及び被選挙権を有しないこととされております。

本案は、政治に対する国民の信頼を高めるため、公職にある間に犯した収賄罪等の罪で刑に処せられ、その執行を終わりましたはその執行の免除を受けた者でその執行を終わりましたはその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、なお五年間被選挙権を有しないこととしたしております。

第二は、船員の洋上投票についてであります。

船員については、その就業形態が特別であることから、現行法においても、一般の不在者投票制度に加え、指定港における不在者投票、船舶内における不在者投票、さらには指定船舶における不在者投票など特例的な制度が設けられております。しかし、船舶が外洋を航行中である場合は、

現行の制度では、不在者投票用紙の送致が困難であるという問題があります。

本案は、選挙人で遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして自治省令で定める船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船舶であるものうち選挙の当日職務または業務に従事すると見込まれるもの衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙における投票につきましても、政令で定めるところにより、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができることとしたしております。

第三は、選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去についてであります。

現行法では、政党その他の政治団体は、選挙期間中は、確認団体のポスターを除き、選挙の行われる区域において政治活動用ポスターの掲示をすることができないこととされており、これに違反して掲示したポスターについては、選挙管理委員会が撤去させることができることとされており、しかし、この規制は、選挙期間中の新たな掲示に対する規制であって、公示または告示の前の掲示に対する政党の政治活動用ポスターには規制が及んでおりません。

本案は、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員または市長の選挙については、選挙の期日の公示または告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となつたときは、候補者となつた日のうちに、当該選挙区において、ポスターを撤去しなければならぬこととし、都道府県または市町村の選挙管理委員会は、これに違反して撤去しないポスターがあると認めるときは、撤去させることができることとしたしております。

なお、被選挙権停止期間の延長に係る規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとし、施行の日以後にした行為により刑に処せられた者について適用することとしたしております。

また、洋上投票に係る規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙から適用することとしたしております。

また、政治活動用ポスターの撤去に係る規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとし、施行の日以後初めてその期日を公示されたまたは告示される選挙から適用することとしたしております。

以上のほか、これらの改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしたしております。

なお、洋上投票に關して、起草案作成の過程において提起された対象選挙の地方選挙への拡大、対象船舶の拡大、選挙の周知・候補者等に関する情報提供の努力、投票送信用紙の請求・交付手続の簡素化については、今後の検討課題としていと考えております。

次に、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案につきまして申し上げます。

政治倫理の確立は、議会政治の根幹であり、議会制民主主義の健全な発展に不可欠であります。かような観点から、衆参両院は、政治倫理綱領及び行為規範を定め、政治倫理審査会を設置するとともに、国会議員の資産公開制度を創設するなど、政治倫理の確立のための方策を順次とってまいりましたことは皆様既に御承知のとおりであります。

しかし、先般、国会議員の株取引に關し、本人以外の他人名義を使つたいわゆる借名口座による株取引の疑惑が生じ、国民の間に政治に対する不信の念を生じさせたことはまことに遺憾であります。

す。そこで本案は、政治倫理の一層の確立を期し、国民の信頼を回復するため、国会議員が本人名義以外の名義により株取引等を行うことを禁止し、罰則を設けようとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等を行つてはならないこととしたしております。ここで、株取引等とは、端株券を含む株券、新株引受権を表示する証券もしくは証券、転換社債券または新株引受権付社債券の取得または譲渡をいうものであります。

第二に、これに違反して株取引等を行つた者は、二十万円以下の罰金に処することとしたしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとするほか、所要の経過措置を定めることとしたしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案の趣旨及び内容であります。

公職選挙法の一部を改正する法律案
政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○桜井委員長 この際、発言の申し出がありますので、これを許します。東中光雄君。

○東中委員 ただいま提案されました公職選挙法の一部改正案の起草について意見を申し上げます。

本来、委員会提案の法案は、全会一致で起草されるのが建前であり、委員会は、委員会提案の法案については質疑を省略するわけでありますところ、今回の公職選挙法の一部改正の起草については、私たちが強く反対する部分が含まれております。こういう問題を一緒に一括の公職選

挙法ということで提案されることに、まず強く異議を申し上げておきたいと思つております。

今回の公職選挙法の改正案は、三つの異なる問題が含まれておるのであります。それで、この各点についての意見を申し上げます。

第一の、収賄罪の刑に処せられた者の被選挙権の停止期間延長は、いわゆる汚職議員に對して、被選挙権停止を十年間とし、より厳しい制裁を課するものであつて、私たちは賛成でありません。

第二の、洋上投票制度の創設については、長期間の遠洋航海等に従事する船舶に、国民の基本的権利である選挙権行使の手段を具体的に保障することは当然であります。

洋上投票をめぐつては、全日本海員組合などの強い要望を受けて、当初、自治省が消極的な姿勢をとつておるも、本委員会が請願を全会一致で採択し、昨年には委員会委員派遣で宮城県気仙沼の現地を視察するなどの努力の上に、法案化の合意に至つたものであります。

我が党は、その実現を積極的に推進してきたものであり、洋上投票制度の創設に積極的に賛成するものであります。

しかしながら、第三の、選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去は、従来、自治省選管の見解で選挙期間中の政党の政治活動として認められてきた、いわゆる弁士連名ポスターの選挙期間中の撤去を新たに義務づけ、政党の政治活動用ポスターの掲示をより厳格に規制するものであります。それは、選挙期間中の政党の政治活動にこれの規制をする、べからず選挙法をより強化するものであつて、反対であります。

そもそも、政党の政治活動の自由は憲法が保障する原則であり、本来、議会制民主政治の根幹をなす国民の代表を選挙するときこそ、政党や候補者等の言論、政策による選挙や政治活動の自由は最大限に保障されるべきものであります。

選挙や政治活動への規制を強化することは憲法の要請に逆行するものであり、容認することはで

きません。ポスター規制問題について、我が党の反対にもかかわらず、洋上投票などともに一本の法案にまとめられたことは極めて遺憾であります。

ポスター規制という選挙制度の原則上の問題が含まれている以上、前の二点については賛成でありますけれども、本起草案については反対せざるを得ないのだということを示して、意見表明を終わります。

○桜井委員長 これにて発言は終了いたしました。

この際、公職選挙法の一部を改正する法律案の起草案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。野田自治大臣。

○野田(毅)國務大臣 本法律案の提出に当たられました議員各位の御努力に、深く敬意を表するものであります。

政府といたしましては、本法律案については、異議はございません。

○桜井委員長 これより採決いたします。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○桜井委員長 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案起草の件につきまして、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○桜井委員長 起立総員。よって、そのとおり決しました。

お諮りいたします。両法律案の提出手続等につきましては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条―第十一条」を「第九条―第十一条の二」に、「第十二条(選挙権及び被選挙権を有しない者)」を「第十二条の二(被選挙権を有しない者)」に、「第二百一条の五―第二百一条の十四」を「第二百一条の五―第二百一条の十五」に、「第二百一条の十四(政党その他の政治団体の機関紙誌)」を「第二百一条の十四(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)」に改める。他の政治団体の機関紙誌)

第二章中第十一条の次に次の一条を加える。

(被選挙権を有しない者)

第十二条の二 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

第四十九条に次の一項を加える。

3 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして自治省令で定める船舶に

乗って本邦以外の区域を航海する船舶(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条(船員)に規定する船員をいう)であるものうち選挙の当日第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

第八十六条の八第一項中「第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項」の下に、「第十二条の二(被選挙権を有しない者)」を加える。

第十四章の三中「第二百一条の十四」を「第二百一条の十五」とし、「第二百一条の十三」の次に次の一条を加える。

(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)

第二百一条の十四 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、当該選挙の期日の公示又は告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となつたときは、当該候補者となつた日のうち

に、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙が行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならない。

2 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、前項の規定に違反して撤去しないポスターがある

と認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管

理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

第二百二十五条の二第一号中「第二百一条の十四(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」を「第二百一条の十五(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」に改め、同条第二号中「第二百一条の十四」を「第二百一条の十五」に改める。

第二百五十二条の三第一項中「第二百一条の十四(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」を「第二百一条の十五(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」に改め、同条第二項第三号中「第二百一条の十一」第一項の下に「又は第二百一条の十四(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)第二項」を加える。

第二百五十五条に次の一項を加える。

3 第四十九条第三項の規定による投票については、船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきフアクシミリ装置は投票箱と、船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十九条第三項の規定により行われる送信に要する費用を加える。

第二百六十九条の二中「取扱い」の下に「(国外にある船舶におけるものを除く)」を加える。

第二百七十条第二項中「前項の規定にかかわらず」の下に、「第四十九条(不在者投票)第一項若

しくは第三項の規定による投票に関し国外においてする行為を加える。

第二百七十条の二第一項中「第四十九条（不在者投票）第一項の下に又は第三項を加え、及び」を「(国外においてするものを除く。次項において同じ。及び)」に改め、同条第二項中「第四十九条第一項の下に又は第三項を加える。」

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四十九条に一項を加える改正規定、第二百五十五条に一項を加える改正規定並びに第二百六十三条第四号、第二百六十九条の二、第二百七十条第二項及び第二百七十条の二の改正規定並びに次条第二項、附則第四条中漁業法昭和二十四年法律第二百六十七号第九十四条第一項の表以外部分の改正規定、附則第六条及び附則第七条中農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条の表以外の部分の改正規定(第四十六条の二の下に、第四十九条第三項を、第二百五十二条の三の下に、第二百五十五条第三項を加える部分に限る。は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第十一条の二及び第八十六条の八第一項の規定(他の法律において準用する場合を含む。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により刑に処せられた者については、なお従前の例による。

2 新法第四十九条第三項、第二百五十五条第三項及び第二百六十三条第四号の規定並びに附則第六条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年

法律第七十九号)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、同日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 新法第二百一十一条の十四の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百七十七条第一項及び第四百四十三条第一項中「若しくは同法第二百五十二条を、」第十一

条の二若しくは第二百五十二条に改める。

第六十四条第一項中「第十一条第一項」の下に「又は第十一条の二を加える。」

(漁業法の一部改正)

第四条 漁業法の一部を次のように改正する。

第八十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公職選挙法第三条(公職の定義)に規定する公職にある間に犯した同法第十一条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者

でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

第九十一条第二号中「第八十七条第二項若しくは第三項を、第八十七条第三項若しくは第四

項」に改める。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第四十

六条の二の下に、第四十九条第三項を、」第

二百五十二条の三の下に、第二百五十五条第

三項を加え、同項の表第八十六条の八第一項

の項中「第十一条第一項」の下に、第十一条の

二を、第八十七条第一項第二号」の下に「若し

くは第二項を加え、同表第九十条の項及び第

九十一条第二項の項中「第八十七条第二項又は

第三項を、第八十七条第三項又は第四項」に改

め、同表第三百五十五条第一項の項中「第八十七

条第二項を、第八十七条第三項」に改め、同表

第三百二十六条の項中「第八十七条第三項を、」第

八十七條第四項に改める。

第九十七條第一項中「第八十七條第一項第二

号の下に「若しくは第二項を加え、」(「除く外」

を「除くほか」に改める。

(漁業法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の漁業法の規定は、施行日以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により刑に処せられた者については、なお従前の例による。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条中第一項を第十二項とし、第十項

の次に次の一項を加える。

第十一條の二

前条第一項第四号

第十一條の表第八十六条の八第一項の項中

「第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第一項」の下に、第十一条の二(被選挙権を有

しない者)を加える。

第十三条中「若しくは同法第二百五十二条を

、」第十一条の二若しくは第二百五十二条」に、

「公職選挙法第十一条又は」を「公職選挙法第十

一条、第十一条の二又は」に改める。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備

等に関する法律の一部改正)

第八条 地方分権の推進を図るための関係法律の

整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七

号)の一部を次のように改正する。

11 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第

四十九条第三項の規定による事務を行う場合

には、当該事務に要する経費として自治大臣

が定める額を加算する。

第十三条の二第一項中「次項及び」及び「(指定

船舶における不在者投票を除く。)」を削り、同

条第二項を次のように改める。

2 公職選挙法第四十九条第三項の規定により不在者投票管理者の管理する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、同項の規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するために要する通信料とする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「選挙権及び被選挙権を有しない者」の下に、第十一条の二(被選挙権を有しない者)を、」(第四十六条の二の下に、第四十九条第三項を、」第二百五十二条の三の下に、第二百五十五条第三項を加える部分に限る。は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農業委員会等に関する法律第十一条

において準用する前条第一項第四号

第一条のうち地方自治法別表第一及び別表第

二の改正規定のうち同法別表第一「公職選挙法

(昭和二十五年法律第百号)の項第三号中「第二

百一条の十一第一項」の下に及び「第二百一十

四第二項」を加え、同項第五号中及び「第二

百一条の十一第一項」を並びに「第二百一十

四第二項」に改め、地方自治法別表第二「公職選挙法(昭和二十

五年法律第百号)の項第一号中「及び」第二百一

十一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

一第一項及び「並びに」第二百一十一條の十

第四百六十条のうち公職選挙法第十七章中第二百七十四条の次に一条を加える改正規定のうち同法第二百七十五条第一項第二号中「第二条の十一」第一項の下に「及び第二百一条の十四（選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去）第二項を加え、同項第五号中「及び第二百一条の十一」第一項を並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一条の十四第二項に改め、同条第二項第二号中「及び第二百一条の十一」第一項を並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一条の十四第二項に改める。

理由

政治に対する国民の信頼を高めるとともに、船員である選挙人のうち選挙の当日遠洋区域を航行する船舶において職務に従事すると見込まれる者に衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙における投票の機会を与えるため、公職にある間に犯した収賄罪等の罪で刑に処せられた者の被選挙権の停止期間を五年間延長するとともに、船舶において投票の記載をし、これをファクシミリ装置を用いて送信する方法による投票方法を設け、あわせて選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となったときは、当該ポスターにつき撤去義務を課す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約一億五千万円の増加となる見込みである。

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律

(仮名による株取引等の禁止)

第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等（株券等（株券（端株券を含む。）、新株引受権を表示する証券若しくは証書、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

(罰則)

第二条 前条の規定に違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定は、この法律の施行前に行つた株券等の信用取引（証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号の外国証券会社をいう。）から信用の供与を受けて行つた株券等の買付け又は売付けをいう。）の決済に必要な株券等の売付け又は買付けをする場合には、適用しない。

理由

政治倫理の確立を期するため、国会議員の本人の名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第一号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第三号 平成十一年七月二十六日

平成十一年八月三日印刷

平成十一年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局